

令和8年6月11日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村本 健

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
17	温風暖房機保守点検役務	足寄分屯地	8.9.30	8.6.12	8.6.18 2400	8.6.19 1000	全省庁統一資格 は問わない	仕様書、調達要領指定 書、見積書

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒089-3725

北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊足寄分屯地 足寄弾薬支処会計科 担当：鎌塚

TEL：0156-25-5811（内線）347（自動音声の場合内線347#を押してください。）

FAX：0156-25-5811（内線）348

仕様等に関する問い合わせ 0156-25-5811（内線）240 担当：狭間

※FAX送信の方は0156-25-5811をダイヤルし、ポーズを10回入力し、接続先FAX番号348を入力しておかけ下さい。

その他のお問い合わせは、211を押すか、そのまましばらくお待ちください。FAXが繋がらない場合はメールでも可能です。

メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
温風暖房機保守点検役務	2026E-16
	防衛大臣承認 令和 年 月 日
	作成 令和 8年 6月 8日
	変更 令和 年 月 日
作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する温風暖房機保守点検役務（以下、”役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、この入札書または、見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

本役務の目的は、温水発生機の部品交換及び保守点検を実施し、故障等を未然に防止する等機器本体の正常な機能を発揮させるものである。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務実施機器

役務実施機器は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の内容

役務の内容は、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は本役務終了後、監督官に温風暖房機保守点検結果報告書（様式随意）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 役務写真

受注者により作業段階毎に撮影し、A4-S版に整理し監督官へ提出するものとする。

4.1.2 役務工程表

役務実施に先立ち、役務工程表を作成し監督官へ提出するものとする。

4.1.3 その他提出書類

その他、監督官に提出を求められた書類がある場合は速やかに提出するものとする。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 写真

- a) 役務実施場所において写真撮影をする場合は監督官の立会のもと実施するものとする。
- b) デジタルカメラを使用する場合は、役務終了後受注者の責任において保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合は、フィルムを監督官へ提出するものとする。

4.2.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係以外に貸出、複写・閲覧させてはならない。

4.2.3 安全管理

- a) 本役務の安全管理は、遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。
- b) 役務実施中に役務対象機器等の不備又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、その処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.3 疑義

仕様書等に定められた内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.4 補償

- a) 役務実施中、既存施設等に損害を与えた場合には、監督官に報告するとともに、受注者の責任において速やかに原状回復させるものとする。
- b) 役務完了後、機能不良等となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由のものは、受注者の責任において現状回復させるものとする。

4.5 法令の厳守

受注者は、役務の実施にあたり、本仕様書に規定する他、関係法令等を遵守し、役務の円滑なる進捗を図るとともに、関係法令の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

4.6 電気及び水

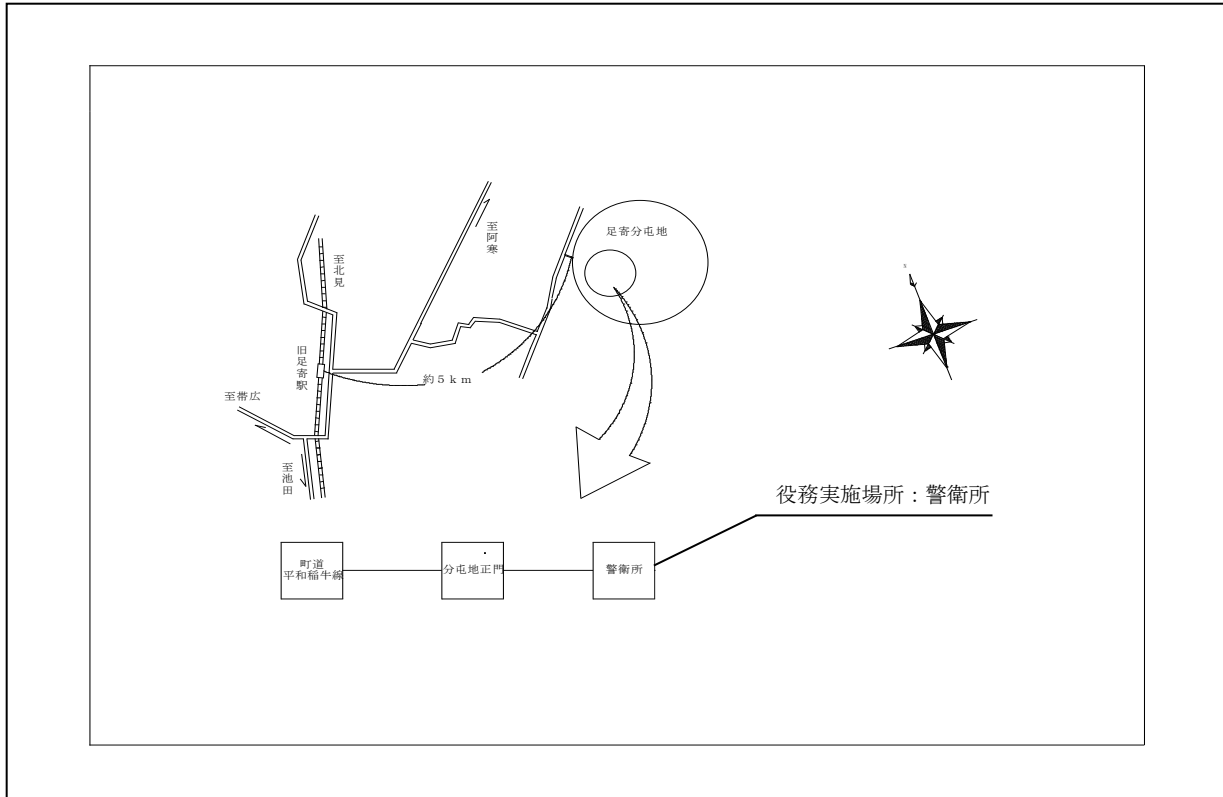
本役務で必要とされる電気及び水は、受注者の負担とする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 A E 1 0 0 4
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 6 月 8 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 6 月 8 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 1 6

指 定 事 項

1 役務実施場所

役務実施場所は、足寄分屯地警衛所で実施する。



2 役務実施機器

場 所	メーカー	型式	バーナー型式
警衛所	昭和鉄工株式会社	NEOS-W-R1000PA	RL-25D
		伝熱面積	使用燃料
		5.5 m ²	A重油1種2号

3 役務の内容

3.1 部品交換等

- バーナーの清掃整備及びギヤポンプパッキンの交換
- ノズルチップ2.25G 80° (1個)の交換
- 分離式IGロッドRL-50 AR右用 (1個), AR左用 (1個)の交換

3.2 点検・整備

- a) 水位制御用電極及び、水面計の清掃
- b) 缶水の交換，清掃及び防錆剤の投入
- c) 各種バルブ，フィルター・ストレーナの点検・調整・清掃
- d) 温風暖房機本体付属空気抜き弁2箇所清掃
- e) 集熱ポンプ及び温水循環ポンプ点検（暖房・給湯用）
- f) 着火・燃焼調整及び煙道ダンパーの調整
- g) 安全装置，自動制御装置及び各計器の点検整備（火炎検出器を含む）
- h) 電気回路及び電動機の点検・整備（インバーターを含む）
- i) 総合動作の確認・運転操作及び技術上の助言・指導
- j) その他必要と認められる箇所の点検・調整・整備・清掃・交換部品・要修理箇所について報告し，監督官の指示を受けるものとする。
- k) 不良部品等の発見により部品の交換が必要な場合は監督官の指示を受けるものとし，交換部品は監督官に返納するものとする。

見 積 書

件名リスト一連番号	17
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
温風暖房機保守点検役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 (履 行) 場 所	足寄分屯地		納 期 (履行期限)	8.9.30	
契 約 保 証 金	(免 除)	入札 (見積) 書有効期間		/	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。